

久御山町中小企業奨学金返還支援事業補助金の概要 (「ものづくりの苗処」事業)

令和7年4月1日

1 目的

町内中小企業が従業員への奨学金返還負担軽減制度を設け、手当又は賞与への加算等として、奨学金返還のための金銭を支給する場合において、当該町内中小企業に補助金を交付することにより、若年者の地元への就職促進及び中小企業の人材確保を図ることを目的とする。

2 事業内容

町内企業の人材確保を支援するため、従業員の福利厚生、ひいては人材確保に資する取組として、京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業」を利用している企業に、府補助額の2分の1を上限として補助金を交付する。

※ 1,000円未満の端数は切り捨て。

3 対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人。
- (2) 京都府中小企業団体中央会が実施する京都府就労・奨学金返済一体型支援事業補助金の交付決定を受けていること。
- (3) 町税を完納していること。

4 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業

(1) 補助対象者

京都府内に事業所のある従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設けている中小企業等

(2) 支援対象者

上記企業に勤め、次の要件を全て満たす者（年齢制限なし）

- ① 正社員であること
- ② 当該企業において正社員となってから6年以内（中途採用含む）
- ③ 受給した奨学金を本人が返済中であること
- ④ 府内事業所に勤務していること

(3) 補助期間

対象者1人につき最大6年間

(4) 補助金額

企業負担額の1/2以内（年間奨学金返済額の1万円を超える部分が対象）

- ・ 1～3年目：上限9万円
- ・ 4～6年目：上限6万円

(5) 制度導入町内企業（予定含）

- ・ 京都E I C株式会社
- ・ 京都樹脂精工株式会社
- ・ 株式会社セイワ工業
- ・ たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック
- ・ 株式会社ユー・エム・アイ
- ・ 有限会社山本製作所
- ・ 株式会社山内製作所

5 予算措置

令和4年度当初予算 450千円（45千円 × 10名）

府補助額の2分の1を補助することとし、1～3年目は上限4.5万円、4～6年目は上限3万円で積算。

6 制度利用の例

例：対象従業員の年間の返済額が18万円、事業者が3分の2を支援している場合

従業員年間返済額 18 万円	事業者の支援総額 12 万円			本人負担 6 万円
【府制度のみ利用】	府 6 万円	事業者 <u>6 万円</u>		
【町制度との併用】	府 6 万円	町 3 万円	事業者 <u>3 万円</u>	

7 その他

- ・ 本補助金は、「ものづくりの苗処」をコンセプトに、企業の成長促進、知名度向上、人材確保を促進し、ものづくり産業の活性化を図る「ものづくりの苗処」事業の一環として実施する。
- ・ 補助金交付要綱は別添のとおり。

久御山町中小企業奨学金返還支援事業に係る補助金交付の流れ

- 1 従業員への奨学金返還制度を設け、京都府就労・奨学金返済一体型支援事業（以下「府事業」という。）を利用している町内事業者である。



- 2 補助金交付申請書類（下記の書類）を事業環境部 産業・環境政策課 商工振興係に提出
 - （1）補助金交付申請書（様式第1号）
 - （2）府事業補助金交付申請書及び添付書類の写し
 - （3）府事業補助金交付決定通知書の写し

※交付決定後の対象従業員の手当等増額の変更があった場合、変更申請が必要



- 3 町から補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知



- 4 事業が完了した際には、補助金実績報告書類（下記の書類）を事業環境部 産業・環境政策課 商工振興係に提出
 - （1）補助金実績報告書（様式第5号）
 - （2）府事業補助金実績報告書及び添付書類の写し
 - （3）府事業補助金確定通知書の写し
 - （4）補助金請求書（様式第7号）



- 5 町から補助金の支払い